



避難所での暑熱対策に関し、毎年、指定行政機関・指定公共機関・都道府県に発出する中央防災会議通知において、冷房機器等を避難所開設当初から確保するよう通知している。また、令和7年7月30日に発生したカムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波について、津波警報の発表等による避難行動にかかる課題や好事例の検証を進め、必要な対策を『指定緊急避難場所の指定に関する手引き』及び『市町村における津波避難計画策定指針』に反映した。

中央防災会議通知R8.5.29 中央防災会議会長(内閣総理大臣)(抜粋)

指定緊急避難場所の指定に関する手引き (令和8年1月)抜粋

⑫避難所等の確保

災害時又は災害が発生するおそれがある場合、想定される避難者を受け入れることができるよう、指定避難所及び協定・届出避難所の確保に加え、車中泊避難用駐車場及びホテル・旅館等と協定を締結するなど、平時から避難所等の確保に努めること。

また、良好な避難生活環境の確保に当たり、トイレ、パーティションテント、温かい食事、ベッド、入浴等は避難者の健康を守り、尊厳ある生活を営むために重要であることから、避難所の運営に当たっては、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を御参照されたい。特にトイレ、パーティションテント、温かい食事、ベッド、暑さ・寒さ対策のための冷暖房機器等は避難所開設当初から確保すること。

併せて、家庭動物と同行避難する避難者及び家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、家庭動物の受入れ方法について住民に周知を図ること。

⑬ボランティアによる支援活動環境整備

災害が発生した場合、ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう、発災時のみならず平常時から地方公共団体、社会福祉協議会、ボランティア団体、災害中間支援組織(NPO・ボランティア団体等の活動を支援するため、人材、資金、情報等の仲介やコーディネート等を担う組織)等との連携を促進し、必要な情報の提供を行うとともに、受援体制の整備促進に努めること。特に発災後は、被災者支援活動の情報等の共有、活動の調整等を行う「情報共有会議」の開催や参加を促すこと。

また、ボランティアを受け入れるに当たっては、ボランティア保険への加入奨励、危険な作業の回避、熱中症対策の実施等の安全確保対策を十分に講ずるよう普及啓発を促進すること。

6. 指定緊急避難場所の機能等

(1) 滞在環境

指定緊急避難場所は、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所であり、避難が長時間にわたった場合、避難環境によっては熱中症や低体温症などの健康障害が生じるおそれがある。

避難が長時間にわたることも想定し、指定緊急避難場所の熱中症対策及び防寒対策として、テントや飲料水、冷却剤、防寒具、非常食、簡易トイレなどの備蓄品を可能な範囲で備えることや、防災東屋や防災コンテナなどの施設整備を推奨する。

なお、遠地津波で津波が到達するまでに一定の時間を有する場合は、避難時に個人で飲料水や体を冷やす冷却グッズや、体を温める防寒グッズなど備蓄品を用意した非常持ち出し袋の携帯を呼びかけるなど自助を促すことも効果的である。

民間施設を避難場所として活用する場合においては、空調設備環境の確保や備蓄の提供など、施設管理者との連携強化に努めるものとする。

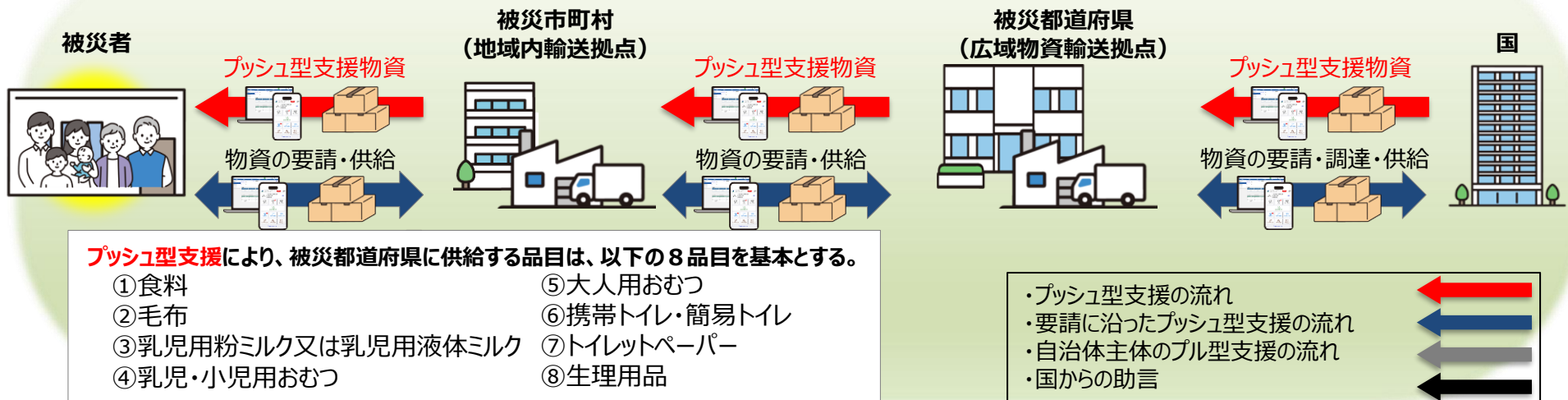
また、指定緊急避難場所は一時退避が目的であり、長時間の滞在は想定していないため、避難者の救助等の観点から避難者を把握することも重要である。無線機やトランシーバー、衛星電話などの設置や、監視カメラ、ドローンなどのデジタルツールを活用などにより、避難者の把握に努めるものとする。

災害時の物資支援について



- 国の防災基本計画において、「市町村は、備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資を備蓄する」とともに、「都道府県は、市町村による備蓄では不足が懸念される物資を備蓄するよう努める」とされているところ
- 地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合必要とされる物資を調達し輸送体制を整備する
- ただし、国は、被災地方公共団体が、**被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し、輸送をする支援を開始する**としており、同時に被災都道府県からの要望に沿った物資も調達し、供給している（プッシュ型支援）
- 国主体の調達は、被災地の状況を鑑みながら、次第に自治体主体の調達・供給に移行していく（プル型支援）

物資支援スキーム（国主体の物資支援）



物資支援スキーム（自治体主体の物資支援）



プッシュ型支援の実績



- 平成24年の災害対策基本法改正以降、平成28年の熊本地震をはじめ計9回実施
- 被災者の命と生活環境に不可欠な必需品のほか、被災者のニーズに応じた支援を実施
- 令和8年熊本地震では、「新物資システム(B-PLo)」を活用

プッシュ型支援を実施した災害名	主な支援物資
平成28年熊本地震	食料・飲料・生活用品・仮設トイレ・ガスボンベ・ガスコンロ 等
平成30年7月豪雨	食料・飲料・クーラー・仮設トイレ・段ボールベッド・冷蔵庫 等
平成30年北海道胆振東部地震	食料・飲料・携帯トイレ・乾電池・暖房器具・洗濯機・燃料 等
令和元年8月の前線に伴う大雨	食料・飲料・扇風機・クーラー・仮設トイレ・段ボールベッド 等
令和元年房総半島台風(台風15号)	食料・飲料・ブルーシート・土嚢袋・ロープ・瞬間冷却剤 等
令和元年東日本台風(台風19号)	食料・飲料・段ボールベッド・暖房器具・毛布・衣類 等
令和2年7月豪雨	食料・飲料・段ボールベッド・冷房機器・電化製品・体温計 等
令和6年能登半島地震	食料・飲料・段ボールベッド・仮設トイレ・下着・暖房器具・燃料 等
令和8年熊本地震	食料・飲料・スポットクーラー・携帯トイレ・段ボールベッド 等



概要	避難生活環境の改善をはじめ、防災・減災に必要な資機材について、地方公共団体が地域経済の活性化や住民の防災意識の浸透等に向けた平時の利活用も含めて検討し、整備することについて支援 【主な資機材の例】 ○ 暑さ・寒さ対策 … スポットクーラー、暖房器具 等 ○ 快適なトイレ環境 … トイレカー、トイレトレーラー、簡易トイレ 等 ○ 温かい食事や多様なメニュー … キッチンカー、キッチンコンテナ、炊き出し用資機材 等 ○ プライバシー確保、ベッド … テント式のパーティション、屋内用インスタントハウス、簡易ベッド 等 ○ 入浴環境 … シャワーカー、水循環型シャワー、仮設入浴設備 等
交付上限	補助率：1/2 交付上限(国費)：都道府県 6,000万円 指定都市・中核市・中枢中核都市 5,000万円 市区町村 4,000万円

（採択結果）

- 事業件数 747件(都道府県38件、市区町村等709件)
- 額(国費) 105億円(都道府県17億円、市区町村等88億円)

事業種別	事業数	品目	整備数
暑さ・寒さ対策	293件	スポットクーラー（冷暖房兼用機器を含む）	4.6千台
		暖房器具（暖房機能のみの機器）	2.8千台
(T)トイレ環境の整備	317件	トイレカー（トレーラー・コンテナ含む）	111台
(K)食事環境の整備	82件	キッチンカー（トレーラー・コンテナ含む）	15台
(B)就寝環境の整備	448件	トレーラーハウス・ムービングハウス・キャンピングカー 等	7台
		簡易ベッド（段ボールベッド・エアベッド等）	20.3万個
		パーティション（テント含む）	11.8万帳
(B)入浴環境の整備	37件	シャワーカー（トレーラー・コンテナ含む）	5台
		水循環シャワー	59基

※ 重複計上あり

※ 主なもの